**登録の休止・廃止・再開届の注意事項【基準該当事業者関係】　　　　　重　　要**

 休止・再開・廃止届出書について

（1）届出の期限

休止・廃止予定日から**1カ月前まで**

再開した日から10日以内

（2）届出方法

　　 郵送

（3）提出書類

※括弧書きで様式の名称や参考様式と記載があるものは、様式のダウンロードが可能です。

　　① 休止届出書（職員の急な退職等によって、一時的に事業者としての要件を満たさなくなった場合で、

かつ事業継続の意思を有する場合等）※概ね6か月以内に再開できるように、取組を行ってください。

　　　－1）吹田市基準該当事業者廃止（休止・再開）届出書（様式第4号）

　　　－2）添付書類

・事業の廃止（休止）に係る利用者の利用調整リスト（参考様式）

※利用者がいない場合には、「事業の廃止（休止）に係る利用調整リスト」の添付は不要です。

　　② 再開届出書（休止届出書を提出した事業者が、事業を再開する場合に必要）

　　　－1）吹田市基準該当事業者廃止（休止・再開）届出書（様式第4号）

　　　－2）添付書類

 　　　・指定（更新）に係る記載事項（付表）※該当するサービス分

　　　　　・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式）

・組織体制図（参考様式）

・運営規程

・その他（休止時から内容に変更がある書類）

※休止した理由によって提出していただく書類が異なりますので、お問い合わせください。

③ 廃止届出書（事業を廃止する場合）

－1）吹田市基準該当事業者廃止（休止・再開）届出書（様式第4号）

　　　－2）添付書類

・事業の廃止（休止）に係る利用者の利用調整リスト（参考様式）

※利用者がいない場合には、「事業の廃止（休止）に係る利用調整リスト」の添付は不要です。

【提出先、問合せ先】

|  |
| --- |
| 〒５６４－８５５０吹田市泉町１丁目３番４０号吹田市福祉部　福祉指導監査室　障がい事業者担当　　直通：０６－６１０５－８００７ |